

**土浦市立学校給食センター調理等業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

土浦市（以下「市」という。）は、土浦市立学校給食センターの調理等業務（以下「調理等業務」という。）を民間事業者へ委託する。

調理等業務を実施する民間事業者の選定に当たっては、優れた調理技術や衛生管理能力等を活用し、学校給食の安全性及び効率性を確保する民間事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

土浦市立学校給食センターの概要

施設名	土浦市立学校給食センター
所在地	茨城県土浦市藤沢969-2
建設年月日（竣工）	令和2年6月30日
建物構造	鉄骨造2階建
建築面積	4,098.95㎡ (本棟3,971.97㎡/附帯建築126.98㎡)
延べ面積	4,901.14㎡ (1階3,674.55㎡, 2階1,099.61㎡/ 附帯建築126.98㎡)
敷地面積	6,883.68㎡
調理食数	最大12,000食
システム	ドライシステム
調理品目	3献立制、アレルギー対応食調理
センター調理稼働日数	199日/年以内
配食学校数（令和7年5月1日時点）	小学校15校・中学校7校・義務教育学校1校 県立土浦第一高等学校附属中学校1校(中学校のみ提供)

I 委託業務の概要

1 委託業務名

土浦市立学校給食センター調理等業務委託

2 対象施設

施設名：土浦市立学校給食センター

住 所：土浦市藤沢 9 6 9 - 2

3 委託業務の内容

- (1) 食材の検収
- (2) 調理業務等（アレルギー対応食を含む）
- (3) 配缶及び配送準備業務
- (4) 食器具等の洗浄消毒業務
- (5) 使用部分の施設・設備の清掃及び日常点検業務
- (6) 使用部分の設備及び調理備品の保守管理
- (7) その他前各号に付随する業務〔具体的な内容は仕様書を確認〕

4 委託期間

令和 8 年 8 月 1 日（土）から令和 1 1 年 7 月 3 1 日（火）まで（3 年間）

5 業務引継期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 7 月 3 1 日（金）までを業務引継ぎ及び準備期間とする。
なお、当該期間に係る経費は受託者の負担とする。

6 調理リハーサル等の実施

令和 8 年 8 月に受託者が実施する調理機器の運転及び調理リハーサルの光熱水費は、市（委託者）の負担とし、調理リハーサルで使用する賄材料は、受託者の負担とする。

7 提案見積の上限額

6 6 9, 5 3 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

8 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の 3 年間に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を積算し、提案見積書（様式第 1 2 号）及び積算内訳書（様式第 1 3 号）により提出する。

9 給食実施日及び食数

(1) 給食実施日は、年間199日以内とし、各年度の給食実施日は次の表の給食実施日を基準とする。

年 度	期 間	給食実施日 (予定)
令和 8年度	令和 8年9月1日～ 令和 9年3月31日	127日
令和 9年度	令和 9年4月1日～ 令和10年3月31日	198日
令和10年度	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	195日
令和11年度	令和11年4月1日～ 令和11年7月31日	70日

(2) 1日あたりの平均食数は、11,000食を基準とする。

(3) アレルギー対応食 (令和7年5月1日現在) 25食

10 献立数 3献立 (1献立最大4,000食)

11 配食学校数

(1) 土浦市立小学校15校 (令和10年度以降14校)、土浦市立中学校7校、土浦市立義務教育学校 (小中一貫校) 1校、県立土浦第一高等学校附属中学校1校とする。

(2) 配食学校の所在地は、次のとおりである。

(令和7年5月1日現在)

	学 校 名	学 級 数	所 在 地
1	土浦小学校	18	土浦市大手町13-32
2	下高津小学校	17	土浦市下高津四丁目2-9
3	東小学校	10	土浦市中455-1
4	大岩田小学校	10	土浦市大岩田2066-1
5	真鍋小学校	22	土浦市真鍋四丁目3-1
6	都和小学校	13	土浦市並木五丁目4826-1
7	荒川沖小学校	12	土浦市荒川沖東三丁目24-3
8	中村小学校	11	土浦市中村南五丁目29-5
9	土浦第二小学校	14	土浦市富士崎二丁目1-41

10	上大津東小学校	1 2	土浦市沖宿町 2476-1
11	神立小学校	1 6	土浦市中神立町 4
12	右靱小学校	1 1	土浦市右靱 1728-3
13	都和南小学校	9	土浦市常名 3090-1
14	乙戸小学校	1 2	土浦市乙戸南二丁目 1-1
15	菅谷小学校	6	土浦市菅谷町 1464-8
16	土浦第一中学校	1 1	土浦市文京町 3-8
17	土浦第二中学校	1 2	土浦市東真鍋町 21-7
18	土浦第三中学校	1 9	土浦市中村南一丁目 25-15
19	土浦第四中学校	1 3	土浦市中高津三丁目 10-4
20	土浦第五中学校	1 4	土浦市手野町 3218-1
21	土浦第六中学校	9	土浦市右靱 428-1
22	都和中学校	9	土浦市中貫 1222-2
23	新治学園義務教育学校	前期課程 1 2	土浦市藤沢 913-1
		後期課程 6	
24	県立土浦第一高等学校 附属中学校	6	土浦市真鍋四丁目 2

II 参加資格及び参加手続き

1 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、次の要件を満たす者であること。

ア 学校給食法及び学校給食関係法令を熟知し、学校給食の趣旨を理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

イ 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

ウ 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に本社支社、支店又は営業所を有している者であること。

エ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者であること。

オ 令和6・7年度における土浦市の「事業委託・人材派遣のうち給食調理」に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。

カ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規

- 定に基づくものの他土浦市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- キ 土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱（平成11年3月31日告示第22号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ケ 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
 - コ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - サ 学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の調理業務について、過去3年以内にHACCP対応共同調理1施設の調理食数が1日当たり7,000食以上かつ複数献立の業務履行実績があること。
 - シ 過去5年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第230号）に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
 - ス 調理等業務委託プロポーザルの説明会に出席した者であること。

(2) 参加要件

ア 業務責任者（1名）

栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する管理栄養士、栄養士の資格又は調理師（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格のいずれかの資格を有し、ドライ施設で1日5,000食以上の学校給食共同調理施設で5年以上の実務経験かつ業務責任者として3年以上の従事経験を有する常勤の正職員を従事させ、業務全体の指揮及び総括を行うとともに、市職員及び栄養教諭等との連絡調整の任に充てること。

イ 業務副責任者（1名以上）

管理栄養士、栄養士、又は調理師の資格を有し、1日5,000食以上の学校給食共同調理施設で3年以上の実務経験を有する常勤の正職員とし、業務責任者を補佐し、業務責任者に事故のある時、又は欠けた時にその職務を行うものとする。

ウ 食品衛生責任者（1名）

栄養士の資格を有する常勤の正職員を学校給食調理全般の衛生管理の指導や従事者に対する衛生教育の任に充てること。また、食品衛生責任者は、業務責任者又は業務副責任者と兼務することができるものとする。

エ アレルギー対応食責任者（1名）

管理栄養士又は栄養士の資格を有する常勤の正職員で、かつ食物アレルギー対応食の管理を十分に行える者をアレルギー対応食責任者として配置すること。

オ 調理業務従事者

調理等の専門知識を有し、かつ、学校給食等の集団調理業務に従事した経験が豊富なものを適正に配置すること。

カ ボイラー取扱者（1名）

ボイラー及び附帯施設等の運転や保全業務を行うため、常勤のボイラー取扱者を配置すること。ボイラー取扱者は、ボイラー及び圧力容器安全規則第92条に定める「小型ボイラー取扱業務特別教育」修了以上の資格を有する者とし、他の業務と兼ねて従事させることができる。

(3) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザル参加表明書の提出日とする。なお、国税及び地方税の滞納状況については、競争入札参加資格の認定時とする。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

ア 参加事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。

ウ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するが、本市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとする。

エ 提出された書類は返却しない。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提供を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。

(5) その他

応募に当たって必要な事項が生じた場合は、参加事業者に改めて通知する。

2 プロポーザル実施スケジュール（予定）

項目	期 日
①公募（実施要領・仕様書の配布）	令和7年10月 7日（火）午後2時まで
②説明会参加申込書提出期限	令和7年10月 8日（水）午後2時まで
③説明会	令和7年10月10日（金）午後2時から
④質問書の受付期間	令和7年10月14日（火）午前9時から 令和7年10月15日（水）午後5時まで
⑤質問の回答	令和7年10月23日（木）午後4時まで
⑥参加表明書の受付期間	令和7年10月24日（金）午前9時から 令和7年10月31日（金）午後5時まで
⑦一次審査（書類審査）の実施	令和7年11月21日（金）
⑧一次審査の結果通知	令和7年11月25日（火）
⑨提案書の受付期間	令和7年12月 3日（水）午前9時から

	令和7年12月12日（金）午後5時まで
⑩二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年12月22日（月）
⑪二次審査の結果通知	令和7年12月26日（金）

3 応募手続等

(1) 応募書類等の交付・公表

実施要領等の交付は次のとおり行う。また土浦市ホームページにおいても、公表する。

- ア 交付期間 公表日から令和7年10月7日（火）まで
午前9時から午後2時まで（土・日・祝日を除く）
- イ 交付場所 茨城県土浦市藤沢969-2
土浦市立学校給食センター
- ウ 交付・公表資料 (ア) 実施要領
(イ) 仕様書
- エ 公表しないが直接交付する添付資料
(ア) 厨房機器リスト
(イ) 施設図面
(ウ) 食器用・食缶用・混載用コンテナ図面
(エ) 3献立調理指示書、アレルギー対応食指示書

(2) 説明会

- ア 日時 令和7年10月10日（金）午後2時から
- イ 場所 土浦市立学校給食センター 研修室
住所：茨城県土浦市藤沢969-2
- ウ 留意事項
 - ・プロポーザルに応募を予定する事業者が参加すること。
(説明会に出席していない事業者は本プロポーザルに応募することができません。)
 - ・追加資料がある場合は追加資料を配布する。
 - ・参加人数は、1事業者につき3名までとする。
 - ・実施要領や仕様書等は、各自持参する。
 - ・実施要領等に関する質問は、質問書での受付とする。
 - ・調理場に入室する方は、保菌検査（30日以内）の結果、異常がないこと。また、白衣、帽子、短靴を用意すること。
- エ 参加申込 説明会参加申込書（様式第1号）を期限内に提出すること。
- オ 受付期限 令和7年10月8日（水）午後2時まで

(3) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、電話対応は

行わず、質問書により受付し回答する。

ア 提出書類（質問書）

質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス kyuusyoku@city.tsuchiura.lg.jp

※タイトルは「土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポ質問書（会社名）」とすること。

※質問書送信後、必ず電話により着信確認をすること。

イ 受付期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月15日（水）まで
午前9時から午後5時まで（必着）

ウ 質問の回答 回答書は、令和7年10月23日（木）午後4時までに、説明会出席者
全員に電子メールにより回答する。なお、電話及び口頭等の個別対応は行わない。
また、無用な混乱を招くことが危惧される質問は、回答を控えます。

（4）参加表明書の提出

応募事業者は、次により提出すること。

ア 受付期間 令和7年10月24日（金）から令和7年10月31日（金）まで
午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出先 茨城県土浦市藤沢969-2
土浦市立学校給食センター

ウ 提出書類

（ア）プロポーザル参加表明書（様式第3号） 1部

（イ）会社概要書（様式第4号） 1部

（ウ）調理等業務委託実績（様式第5号） 1部

エ 提出方法 提出先まで持参又は特定記録郵便による郵送とする。

オ その他 参加を表明した者は、プロポーザル実施スケジュールに従って、手続き・書類の提出等を行うこと。なお、提出期限までに書類の提出がない者または、参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができません。

（5）提案書の提出

応募事業者は、次により提出すること。

ア 受付期間 令和7年12月3日（水）から令和7年12月12日（金）まで
（土・日・祝日を除く）午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出先 茨城県土浦市藤沢969-2
土浦市立学校給食センター

ウ 提出書類 提案書および提案見積書（様式第7号～13号）正1部・副10部

（ア）原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じとし、下段にページ番号を付してA4版フラットファイルに綴じること。なお、指定様式の用紙を使用しない場合は、A4版用紙を1ページ扱い、A3版用紙（片面印刷）を使用する場合は、1枚につ

き、2ページ扱いとする。

(イ) 表紙に「土浦市立学校給食センター調理等業務提案書」と標記し、提案者名（社名）を記載すること。

(ウ) 提案見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。

(エ) 提案見積書（様式第12号）を先頭に、職種毎の人件費、保健衛生費、施設管理費、その他等、提案見積に係る積算内訳書（様式第13号）を添付すること。

(オ) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

エ 提出方法 提出先まで持参又は特定記録郵便による郵送とする。

(6) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第14号）を提出すること。

4 資格審査及び提案の選考

土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定検討委員会（以下「選定検討委員会」という。）を設置して、次の審査方法や「審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定について検討する。

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

(ア) 参加資格審査

選定検討委員会は、会社概要、調理等業務委託実績等により、この実施要領に記載している要件を満たしていることを確認する。なお、要件を満たしていない場合は失格とする。

(イ) 提案選考審査

a 評価審査

選定検討委員会は、参加表明のあった事業者が実施要領に記載している要件を満たしているか確認して、3事業者以内の選定を検討する。なお、要件を満たしていない場合は失格とする。また、一施設において、一日の給食数の提供の多い事業者を優先して選考を検討する。

b 実施日 令和7年11月21日（金）

c 一次審査に関する結果の通知

審査の結果については、参加事業者全員に文書にて通知する。

イ 二次審査

(ア) 選定検討委員会は、一次審査において選定された事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を使用することは認めるが、その表示内容は提案書の抜粋とし、提案書に記載のない表示を行ってはならない。

また、説明資料を追加提出することはできないものとする。

- ・実施日 令和7年12月22日（月）
- ・場 所 土浦市教育委員会 会議室
（土浦市大和町9番2号 ウララ2ビル7階）
- ・時 間 開始時間は別途通知でお知らせする。プレゼンテーションは1提案者につき35分程度（説明20分、質疑15分）
- ・出席者 提案者の担当者（説明者・質疑応答者等）は3名までとする。
- ・機 材 パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、提案者側が準備すること。
なお、スクリーン（会議室の壁を使用）と延長コードは事務局で準備する。
準備・撤収は、審査前5分間と審査後5分間で行うこと。
- ・傍聴等 プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

（イ）二次審査を行う順番は、提案書の受付順とする。

（2）審査基準

書類審査及びプレゼンテーションの内容を次のとおり点数化し、提案者の順位及び優先交渉権者の選定を検討する。点数化は、プロポーザル選定検討委員会において行う。評価項目や配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価の視点	配点
1	学校給食に対する基本的な考え方	①学校給食の意義や目的の理解について（安心・安全でおいしい給食を提供するための理念や方針等） ②学校給食調理業務を受託する上での会社の運営方針や取組姿勢など、受託事業者としての考え方 ③食物アレルギー対応給食への取組について	15
2	安全衛生管理に対する考え方	①安全衛生管理に対する基本的な考え方 ②安全衛生管理体制（管理体制、基準、マニュアル、チェック方法等）について ③調理従事者等の安全衛生管理について ④異物混入防止対策及び食中毒予防対策について ⑤問題発生時（異物混入、食中毒等）の対応策及び管理体制について	25
3	労働安全管理及び調理従事者の配置に対する考え方	①労働安全管理に対する基本的な考え方 ②調理従事者の雇用に対する考え方 ③人員構成及び勤務体制について ④業務の指揮、命令系統について ⑤調理従事者の休暇等における交代要員の確保と対	25

		応策について	
4	調理従事者の教育に対する考え方	①調理業務の安全衛生や調理技術向上に対する教育・研修体制について ②受託決定から業務開始までの研修計画について	10
5	その他事業者独自のアピール等の提案	①災害発生時の協力体制や市民等に対する食育活動など事業者独自のアピール等の提案について	5
6	提案見積書(積算内訳書)	①提案見積書の金額	20
	合 計		100

- ・合格点は、全委員の評価点数の合計の6割以上とする。
- ・同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。
第1手順：6 提案見積書の得点が高いもの
第2手順：6 提案見積書が低額のもの
- ・一者のみの参加表明であった場合は、その提案書等の内容を同様に審査し、評価点数の合計が6割以上であれば、契約候補者として特定するに足りるものと判断し、その者を契約候補者として特定する。

(3) 二次審査に関する結果及び公表

二次審査の結果については、二次審査対象者全員に文書により通知する。また、二次審査後の選定結果は、土浦市ホームページに二次審査対象者の評価項目毎の評価点及び評価点合計を公表する。ただし、特定者以外の参加者名については掲載しないこととする。

なお、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

(4) 失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、選定検討委員会において協議の上、失格となることがある。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- エ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- オ 選定検討委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）に欠席した場合。
- カ 選定検討委員会の委員長又は委員に直接、間接を問わず接触や連絡を行った場合。
- キ 関係市職員に接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く。）や連絡を行った場合。
- ク その他、選定検討委員会において不相当と認められた場合。

(5) プロポーザル方式の中止等について

天災等やむを得ない事由がある場合、プロポーザル方式を停止、中止する場合がある。こ

の場合において、当該プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。

(6) 特定者の決定

選定検討委員会の審査結果を踏まえて、二次審査で最も評価点の高い企画提案を行った事業者を特定者とする。特定者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を委託先候補者とする。

(7) 契約の締結

本プロポーザルにより選定を検討した特定者を相手方として、予算措置後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。ただし、予算措置が成立しなかった場合には、当該特定者としての権利は無効とする。

5 提案書等に関する条件（遵守法令等）

- (1) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- (2) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生省その他関連要綱等
- (3) 土浦市立学校給食センター条例、土浦市立学校給食センター条例施行規則等の市例規、及び土浦市立学校食物アレルギー対応マニュアル等

6 その他

(1) 費用負担

本プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案書の訂正

提出された提案書は、誤字脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え又は再提出を認めない。

(3) 異議申し立て

郵便事故等により、申込み書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

(4) 情報公開

提出された提案書は、土浦市情報公開条例（平成20年9月28日条例第28号）の規定に基づき公開する。

- (5) 本プロポーザルに関して、事業所より提出された書類等については、返還しないものとする。

7 実施事務局（問合せ先）

プロポーザルの実施事務局は、土浦市立学校給食センターに置く。

住 所：〒300-4115 茨城県土浦市藤沢969-2

担 当：学校給食センター 庶務係

電話番号：029-846-2601

ファクス：029-846-2602

電子メールアドレス：kyuusyoku@city.tsuchiura.lg.jp

対応時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）